

# 工事申請手数料について

## 【1】手数料の内訳

高萩市は水道加入金の制度はありません。  
給水工事申請をする際に工事申請手数料を納入していただきます。

### 〔高萩市水道事業給水条例 第32条〕

種 類	区 分	金 額
工事申請手数料 (消費税込み)	10,000円未満	1件につき 500 円
	10,000円以上30,000円未満	1件につき 1,000 円
	30,000円以上50,000円未満	1件につき 2,000 円
	50,000円以上100,000円未満	1件につき 3,700 円
	100,000円以上については、工事費に100分の5を乗じて得た額 (100円未満の端数を生じた場合は切り捨てる。)	
道路占用申請手数料	国・県道の占用を要するもの	1件につき 1,000 円

〈算出例〉 工事費 167,890円 →  $167890 \times \frac{5}{100} = 8,394$  円  
≒ 8,300 円

## 【2】工事費の内訳

申請手数料は給水工事に要する費用を基に算出します。  
工事費とは給水装置を設置するために要する費用であり、主に以下の項目で構成されます。

- ◆ 土工費 (掘削、埋戻し、路面復旧等)
- ◆ 資材費 (給水装置本体及び付属品等)
- ◆ 布設費 (給水装置の設置にかかる手間)
- ◆ 諸経費
- ◆ 消費税
- ◆ その他 (上記以外、給水装置設置に必要となる費用)

### ■工事費より除外されるもの

- ◇ 給湯機器(給湯用ボイラ等)にかかる資材費および設置費
- ◇ 食器洗浄機にかかる資材費および設置費
- ◇ 製氷機にかかる資材費および設置費
- ◇ その他

※ 当該手数料は含まない

